

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 4 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 2 5 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 7 年 1 0 月 2 日 午後 5 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 0 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 0 月 3 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 0 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 7 年 1 0 月 1 4 日 午後 5 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 4 日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物 件 目 録

- 1 所 在 新居浜市田所町
地 番 甲 7 6 番 5
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 4 2 平方メートル
- 2 所 在 新居浜市田所町 7 6 番地 5
家屋 番号 7 6 番 5
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 1 0 4 . 6 1 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 2 5 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

西側隣地及び北側隣地との境界が不明確である。公図上、西側に甲 7 6 番 1 の土地が、北側に甲 7 6 番 2 の土地が、それぞれ存在するが、現況上は確認できない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 新居浜市田所町
地 番 甲 7 6 番 5
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 4 2 平方メートル
- 2 所 在 新居浜市田所町 7 6 番地 5
家屋 番号 7 6 番 5
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 1 0 4 . 6 1 平方メートル



令和 7 年 (ヌ) 第 8 号
令和 7 年 6 月 25 日受理
令和 7 年 7 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 新居浜市田所町
地 番 甲 7 6 番 5
地 目 宅地
地 積 1 6 5 . 4 2 平方メートル
- 2 所 在 新居浜市田所町 7 6 番地 5
家屋 番号 7 6 番 5
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 1 0 4 . 6 1 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	新居浜市田所町7番11号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項					
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>			{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	物件2建物の構造の一部は、コンクリートブロック造陸屋根、木造鋼板葺等であるが、その割合としては少なく、主要部分の構造は登記のとおりであるため、現況は「公簿上の記載とほぼ同一」とした。				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>			{	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
{	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (本件債務者)	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件物件で一人暮らしです。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3 本件土地の境界については、北側及び西側隣地との各境界は分かりません。 公図上、本件土地の西側に、新居浜市新須賀土地改良区所有の目的外土地1（地番：甲76番1）が、本件土地の北側に、第三者個人所有の目的外土地2（地番：甲76番2）があるとのことですが、それら土地の所在は分かりません。 4 北側水路上にはコンクリート架橋が2箇所あります。 そのうち、私が駐車場として使用している西側架橋については、昭和60年頃、上記土地改良区から駐車場として使用する許可を得ました。ただし、私一代限りとの条件が付され、負担金として最初に数十万円を支払いました。 もう一箇所進入路として使用している東側架橋については、昭和55年頃に亡両親が本件物件を売買取得した当時、既に存在しました。 5 本件建物の不具合は、大雨時に各所で雨漏りします。また、床が抜け落ちそうな箇所があります。 亡両親が本件建物を売買取得した当時、既に増築されていました。それ以降、増改築していません。 6 屋根上の太陽熱温水器は、数十年前に故障し、使用していません。 7 上水道は引込みしていません。下水道に接続し使用しています。地下水を使用しています。 8 本件物件につき、事件や事故等はありません。 また、自然災害に見舞われたこともありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。

2 【都市計画区分】

新居浜市役所での調査によると、本件物件は非線引都市計画区域（用途地域：第一種住居地域）に位置している。

3 【接 道】

物件1土地の北側において、幅約2.5mの水路を介し、幅員約5.0mのアスファルト舗装市道（建築基準法42条1項1号道路、写真16番）に、

同土地の西側において、幅約0.3mの水路を介し、幅員約2.7mのアスファルト舗装道路（建築基準法42条2項道路、写真14番）に、現況上、それぞれ接面している。

4 【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。

(2) 同土地の境界は、現況上、北側及び西側部分が不明確である。

公図上、物件1土地の西側には下記目的外土地1が、北側には同目的外土地2が、それぞれ存するが、現況上、それら土地の存在は判然としなかった。

（目的外土地の表示（登記記録上））

① 目的外土地1：地番 甲76番1、田、46㎡、所有者：新居浜市新須賀土地改良区

② 目的外土地2：地番 甲76番2、公衆用道路、36㎡、所有者：第三者個人（ただし、「長期相続登記等未了土地」との付記有り）

(3) 法務局には地図に準ずる図面及び建物図面が備え付けられている。

それら資料を基に現地概測した結果、登記地積と現況がほぼ同一と判断した。ただし、同土地は地積測量図が存在しないため、同土地の境界及び地積の詳細については別途実測を要すると思料する。

5 【水路上のコンクリート架橋について】

北側水路にはコンクリート架橋（写真15番）が2箇所設けられている。

北側市道からの進入路及び駐車場として、それぞれ利用されている。

管轄する新居浜市新須賀土地改良区事務所での調査によれば、2箇所の架橋のうち、西側架橋については、昭和60年頃、駐車場として法定外公共物（水路）の占用許可がされていた。

6 【本件建物の状況・不具合等】

物件2建物は、全体的に経年（登記記録上：昭和39年5月20日新築）劣化が認められたほか、関係人の陳述のとおり、雨漏り痕及び床が抜け落ちている状況を認めた。

また、ブロック塀が劣化し、ヒビ割れ（写真14番）を認めた。

7 【その他】

物件2建物の屋根上に、使用していない太陽熱温水器（写真1番）が存する。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（ 4 枚目）

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 6 月 25 日 (水) 10:20-10:25	当庁 (電話)	申立債権者代理人から聴き取り調査
令和 7 年 6 月 27 日 (金) 14:00-14:30	新居浜市役所	建物図面等資料収集 公法上の規制等調査
令和 7 年 6 月 27 日 (金) 14:35-14:50	新居浜市新須賀土地改良区事務所	目的外土地及び水路の占用使用に関する聴き取り調査
令和 7 年 6 月 27 日 (金) 15:00-15:30	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和 7 年 6 月 27 日 (金) 16:00-16:30	松山地方法務局 西条支局	公簿公図等閲覧等調査
令和 7 年 7 月 1 日 (火) 11:28-11:33	当庁 (電話)	新居浜市新須賀土地改良区担当者から聴き取り調査
令和 7 年 7 月 10 日 (木) 9:10-10:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、 A と面談、評価人同行
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

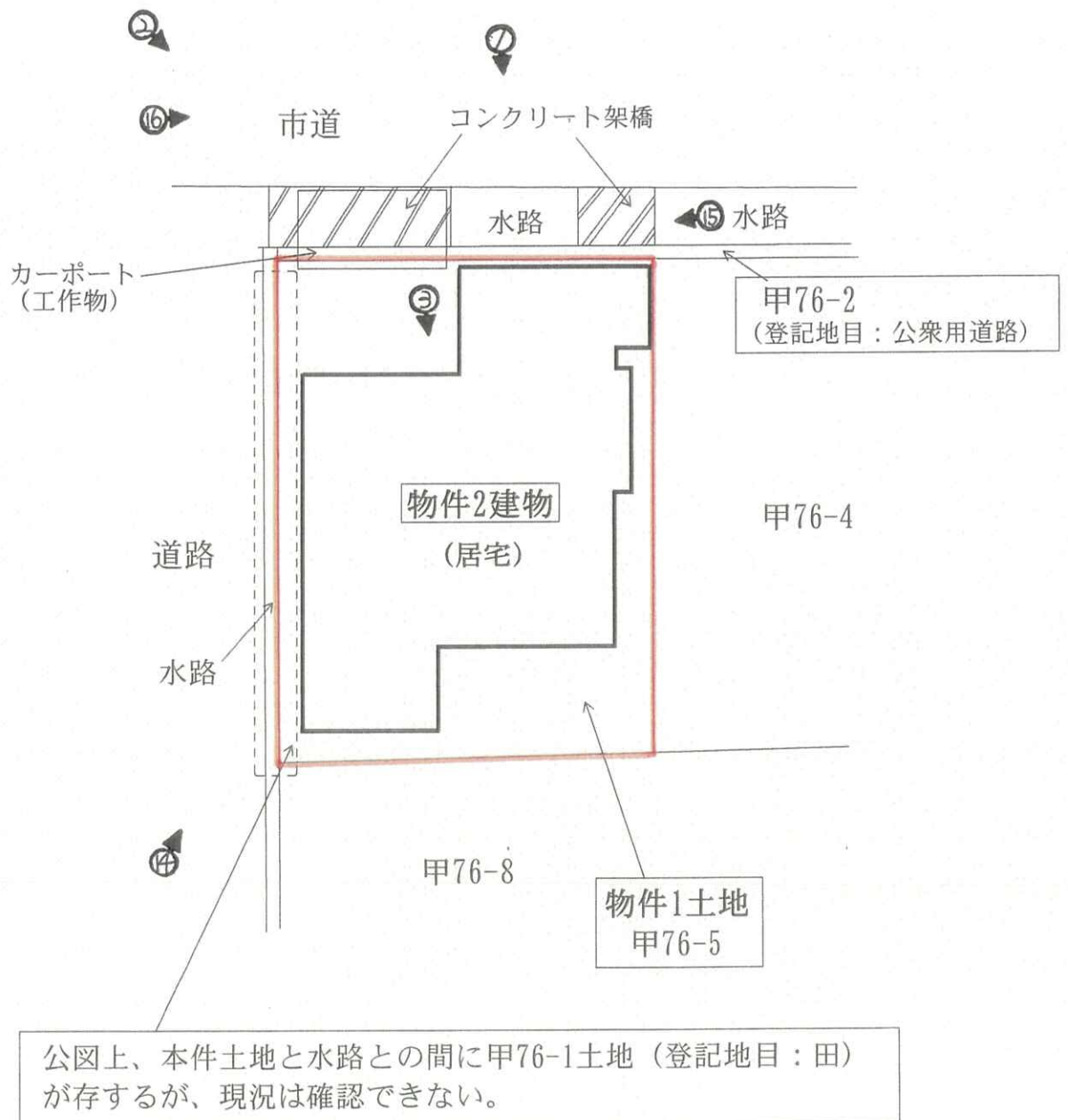
(5 枚目)

土地建物位置関係図

(概略図)

令和7年(マ)第8号 物件1、2

縮尺≒1:200

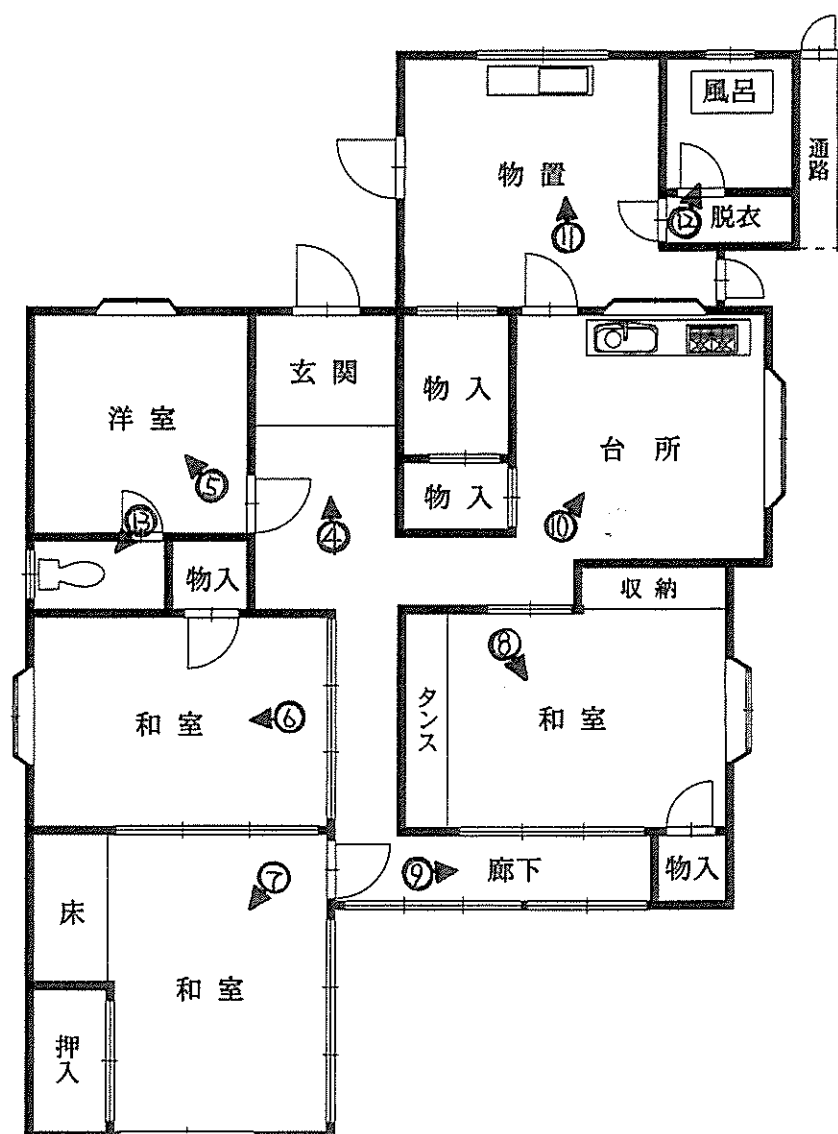
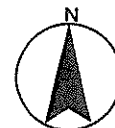


・○は写真撮影方向及び番号を示す。

(概略図)

縮尺 $\doteq 1:100$

・○は写真撮影方向及び番号を示す。

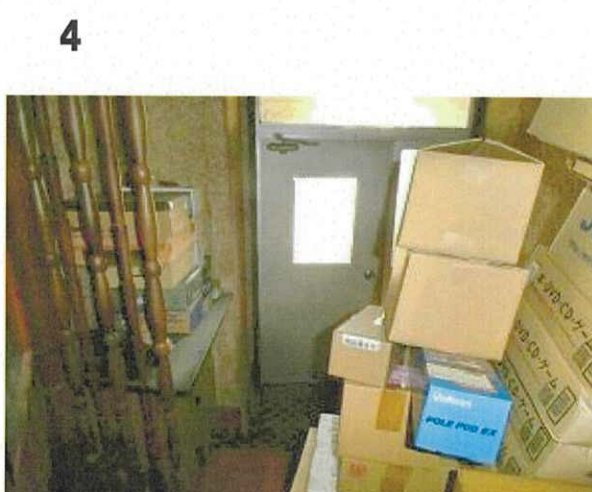


1	階
---	---

(7 枚目)



受命物件の状況



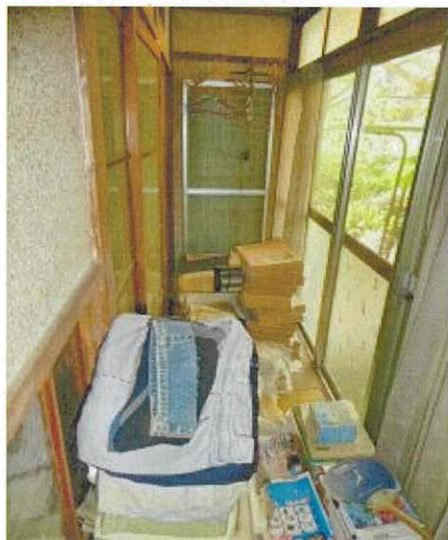
7



8



9



10



11



12



13



14



ヒビ割れ

15



コンクリート架橋の状況

16



接面道路の状況

写し

令和7年 (ヌ) 第8号
令和7年 7月10日現地調査
令和7年 7月14日評価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高 橋 宏 明

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,500,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1,040,000 円
物件2（建物）	金 1,460,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	新居浜市田所町 甲76番5 宅地 165.42㎡	ほぼ同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	新居浜市田所町 76番地5 76番5 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 104.61㎡	ほぼ同左 ※下記特記事項参照
番号	特 記 事 項		
1	○法務局備付けの資料（公図、建物図面）を基に評価人概測の結果、登記地積と現況はほぼ同じと判断した。ただし本件土地は法務局備付けの地積測量図が存在しないため、本件土地の境界及び地積の詳細については別途実測を要する。		
1	○公図上、本件土地と西側水路（幅約0.3m）との間に目的外土地：甲76-1（登記地目：田）が存するが、現況は確認できなかった。		
2	○物件2建物の構造の一部がコンクリートブロック造陸屋根、木造鋼板葺等であるが、割合としては少なく主要部分の構造は登記通りであるため、現況は登記とほぼ同じとした。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等【物件1土地】

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「新居浜駅」 北西方 道路距離約2.1km 最寄りバス停「簡易裁判所前」北東方 約280m（徒歩約4分）	
付 近 の 状 況	対象地周辺は、戸建て一般住宅のほか共同住宅等も見られる住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火地域 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 指定なし なし
画地条件 （規模、形状等）	地 積 形 状 地 勢 地 目	165.42㎡ ほぼ長方形（間口約11.5m、奥行約15m） 概ね平坦 宅地
接面道路の状況	○北側幅員約5.0m舗装市道に接面（幅約2.5m水路介在） ※上記道路は建築基準法第42条1項1号道路に該当 ○西側幅員約2.7m舗装道路に接面（幅約0.3m水路介在） ※上記道路は建築基準法第42条2項道路に該当	
土地の利用状況等	物件1土地については物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道：なし（前面道路に上水道管あり）※地下水利用 ガ ス 配 管：なし 下 水 道：あり（前面道路に下水道管あり） （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。	
特 記 事 項	○危険、嫌悪施設：特になし ○埋蔵文化財包蔵地域の指定：なし ○土壌汚染について現況利用状況、登記履歴、昭和48年当時の住宅地図による確認等により調査した結果、土壌汚染の可能性は低いものと判断。 ○公図上、本件土地と北側水路（幅約2.5m）との間に個人名義の土地：甲76-2（登記地目：公衆用道路）が存する。新居浜市建築指導課にて調査した結果、建築基準法の接道義務については特に問題はないという回答であった。	

2 建物の概況及び利用状況【物件2建物】

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日：昭和39年5月20日新築（登記記載） 経過年数：約61年経過 経済的残存耐用年数：0年（ほぼ満了）
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造平家建 屋 根：陸屋根 外 壁：吹付タイル仕上げ等 内 壁：繊維壁、塗り壁、じゅらく壁等 天 井：化粧ボード張、竿縁等 床：板張、ビニールシート貼、畳等 設 備：電気、給排水等 そ の 他：上記建物の一部とみなされる付加物を含む。
床面積 (現況)	104.61㎡
現況用途等	：居宅 ※間取りについては、「現況調査報告書」参照
品 等	：普通～やや劣る
保守管理の 状態	：劣る
建物の利用 状況	「現況調査報告書」参照
特記事項	○競売手続においては、建物に附属する各種附帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ○対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ○建築確認等の記録は確認できなかった。 ○北側水路には2箇所、コンクリート架橋が存し、北側市道からの進入路や駐車場として利用している。なお、管轄する土地改良区によれば、2箇所のうち西側架橋（5.5m×2.5m）のみ昭和60年頃に駐車場として法定外公共物（水路）占用許可を得ている。 ○屋根に太陽熱温水器が設置されている。（但し、使用されていない） ○雨漏り箇所が複数あり。また、床の抜け落ち等の損傷箇所があった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を以下の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 割合 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	47,700	0.82	165.42	0.70	4,530,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 新居浜-19

標準価格

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$37,600\text{円}/\text{㎡} \times 99.7/100 \times 100/102 \times 100/77 \approx 47,700\text{円}/\text{㎡}$$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差： 街路、交通接近、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差： 増減価要因：水路介在、角地等 ∴個性率：82.0%（▲18.0%）

ウ 地 積： 登記地積を採用

エ 建付減価： 現況建物の状況、建物と敷地との適応の状態等を考慮し、上記の通り補正した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	104.61	0.02	380,000

ウ 現価率について

経過年数及び経済的残存耐用年数及び現地実査における当該建物の維持管理状態、修繕・補修、増築等の有無について調査した結果、約2.0%と査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,530,000	0.55	法定地上権	2,490,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	4,530,000	-2,490,000		0.85	0.6	1,040,000
2	380,000	+2,490,000	—	0.85	0.6	1,460,000
一括価格（合計）						2,500,000

ウ 占有減価修正： 特に必要なしと判断した。

エ 市場性修正： 建物の状況、架橋の状態、公図上記載のある西側隣接地（目的外土地：甲76-1）が現況は確認できないこと等による市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

①地 価 公 示 価 格 新居浜－19

所	在	新居浜市新須賀町2丁目甲474番5
価	格	37,600円/㎡
位	置	JR予讃線「新居浜駅」から道路距離約2.8km
価	時	令和7年1月1日
地	積	116㎡
供	施	水道・下水
接	設	南側4.2m私道に接面
用	道	
途	路	
指	等	非線引都市計画区域 第一種住居地域
定		(建ぺい率60%、容積率200%)
等		
地	域	小規模住宅の中に工場等が見られる住宅地域
の		
概		
要		

②固定資産税評価額（令和7年度）

物件1土地 5,021,324円

物件2建物 559,017円

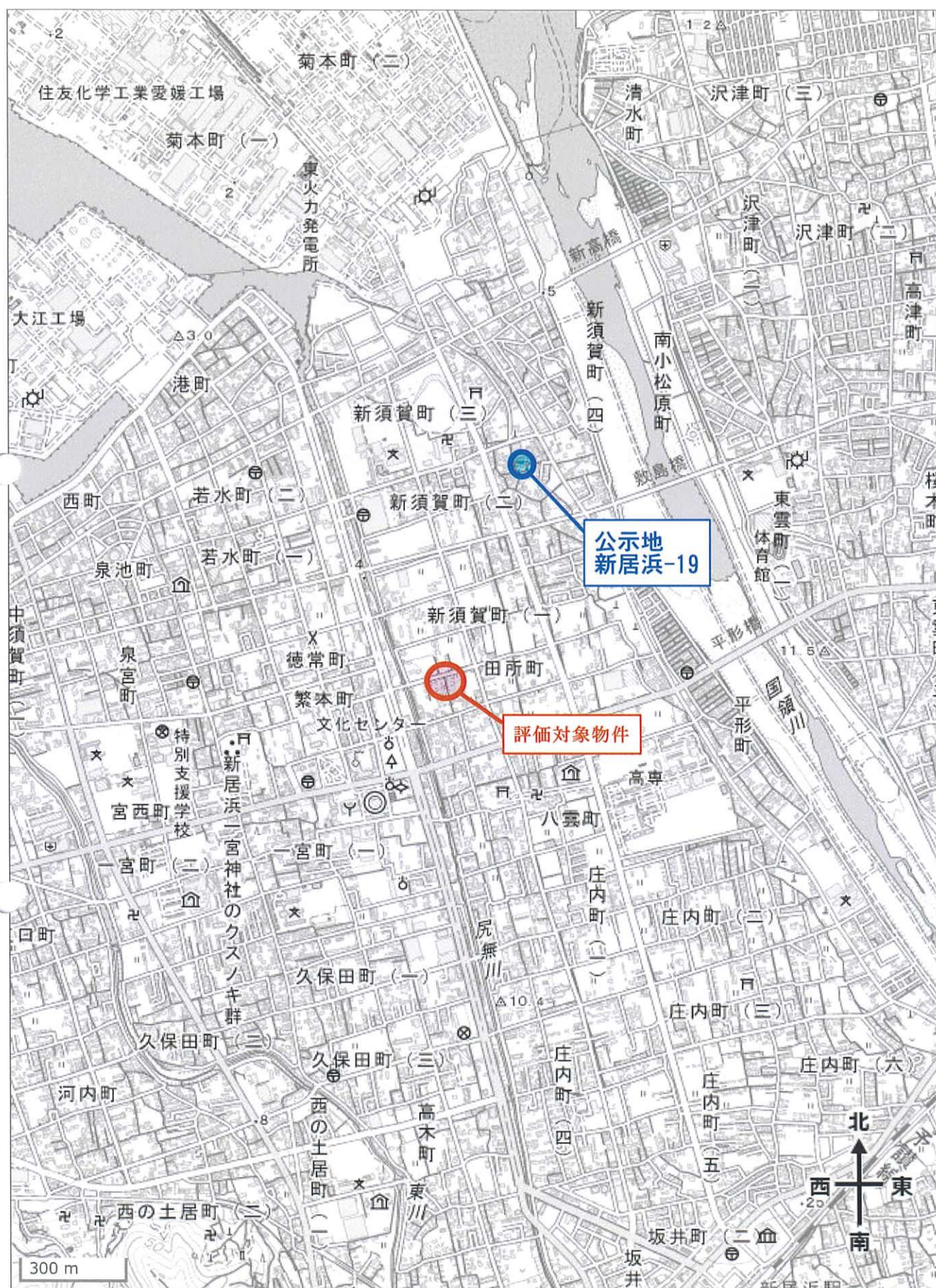
「ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。」

第7 附属資料

- 1 位置図（1）
- 2 位置図（2）（2,500分の1）
- 3 公図写し（地図に準ずる図面 縮尺不明）
- 4 建物図面・各階平面図写し

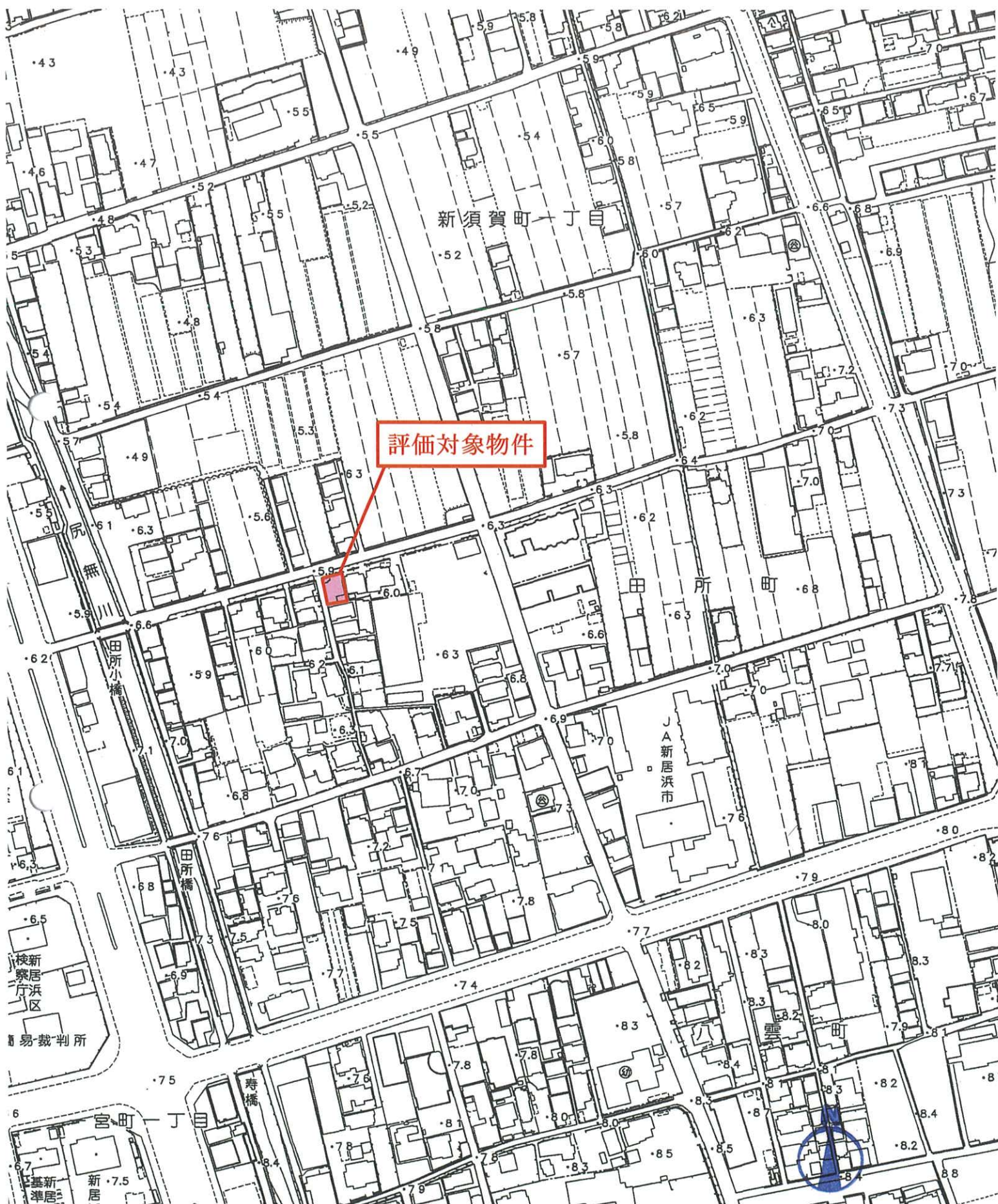
以上

位置図 (1)



【国土地理院地図】

位置図 (2)



S=1:2,500

イ 甲38-9 甲39-5 ハ 甲39-7 甲42-3 ホ 甲43-5 甲83-7 ト 甲85-18 甲87-5 リ 甲87-6 甲86-13 ル 甲85-16 つづく



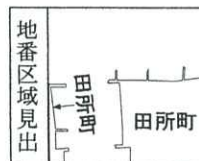
ヲ
ワ
カ
コ
タ
レ
ソ
ツ
ウ
ネ
ナ
ラ
ム
ウ
ノ
オ
ク
ヤ
マ

甲76-2
甲43-2
甲42-2
甲84-17
甲83-6
甲48-4
甲49-3
甲52-1
甲52-2
甲52-3
甲74-1
甲74-2
甲74-7
甲75-2
甲75-6
甲73-3
甲73-4
甲73-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

※ A3判を A4判に縮小



請求部	所在	新居浜市田所町				地番	甲76番5		
出力尺	縮尺不明	精度	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日					備付年月日(原図)	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月26日
松山地方法務局西条支局
登記官

請求番号：4-1
(1/2)

531986

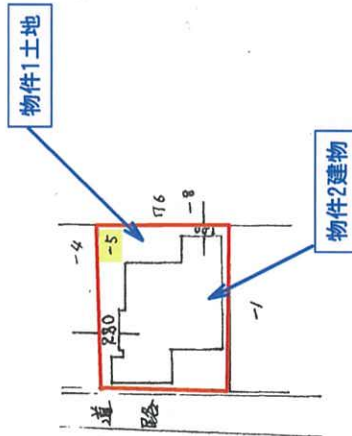
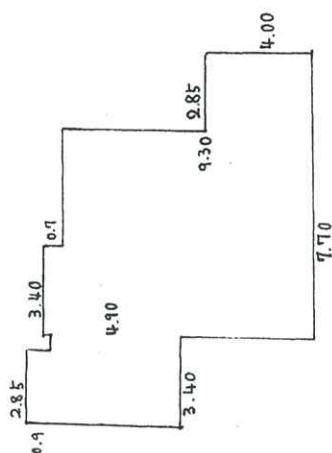
家屋番号 甲 76番5

新居浜市田所町76番地5

求積

2.85	x	4.00	= 11.40
9.30	x	7.70	= 71.61
2.00	x	4.90	= 16.66
	40 x	0.70	= 2.38
	y	0.90	= 2.565
			計 104 m

床面積 104 m² 61



(愛媛県土地家屋調査士会 用紙)

(S45.6. 200冊)

S 48.9.21

縮尺 $\frac{1}{200}$ $\frac{1}{500}$

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月26日 松山地方法務局西条支局

令和7年6月26日

松山地方法務局西条支局

登記官